

別紙1-2

実験水生生物分譲依頼書兼同意書（国立環境研究所職員用）

分譲依頼年月日： 年 月 日

依頼者名：

所属ユニット・研究室名：

内線：

Eメールアドレス：

備考：（受取の希望日を第3希望まで記載して下さい）

- ・受取希望日 第1希望
- 第2希望
- 第3希望

註：第3希望日までで都合がつかない場合は、両者協議の上で決定することと致します。

- ・その他

下記水生生物についての分譲を依頼します。

生物種名（NIES 系統名）：

研究目的（できるだけ詳しくご記入ください）：

研究課題名：

研究課題区分・コード：

合計個体数：（口） 個体

分譲依頼にあたって以下の同意事項に同意いたします。

年 月 日 氏名：

分譲依頼者が契約職員等の場合、責任者は以下の欄にご記入ください。

年 月 日 責任者名：

所属ユニット・研究室名：

内線：

Eメールアドレス：

分譲にあたっての同意事項

国立環境研究所環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当は、以下の事項に同意していただいた方に実験水生生物を分譲します。

- (1) 環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当から分譲された実験水生生物は、依頼者が分譲された個体を基に繁殖させて使用することを前提として、教育、試験・研究の目的でのみ使用できる。また、利用者は使用の際に、分譲された実験水生生物は、地域生物群集に潜在的な危険性があることを認識し、自治体、機関等の法令や規則を遵守しなければならない。
- (2) 分譲を希望する場合は、利用者本人が分譲依頼書を提出すること。
- (3) 実験水生生物等の分譲は原則、1 依頼当たり 1 口とする。(止むを得ない理由がある場合には、複数口の分譲を認める場合がある。)
- (4) 実験水生生物等に関する知的所有権等が、分譲によって利用者へ与えられるものではない。
- (5) 利用者が分譲時に示した使用目的から大幅に異なる目的に使用する場合、利用者はその旨を環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当宛に書面で連絡しなくてはならない。
- (6) 利用者は分譲された実験水生生物等を実験終了後、動物の愛護及び管理に関する法律に準じ、できる限り苦痛を与えない方法で殺処分しなければならず、第三者に分与または販売することはできない。
- (7) 環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当から分譲された実験水生生物等を利用した成果を発表する場合、国立環境研究所水環境実験施設で継代飼育されている系統であることを明記すること。分譲された実験水生生物を利用して、教育の目的で活用した場合、その内容について報告書を作成し、環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当宛に送付すること。また論文発表した場合は別刷りまたはコピーを2部、学会発表をした場合は当該要旨を環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当宛に送付すること。
- (8) 分譲された実験水生生物等の使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者は利用者の責任によって対処しなければならない。
- (9) 分譲された実験水生生物等が、欠点、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、分譲された実験水生生物等の利用によって損失が生じた場合は、利用者は、利用者自らの責任で処理しなくてはならない。
- (10) 利用者は、実験水生生物等の到着時点の状態を確認し、ただちに受領報告書を環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当宛に提出しなくてはならない。輸送中の環境条件の変化などにより、受領時点で状態が悪い場合、利用者は環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当に無償で再分譲を要求することができる。ただし、環境リスク・健康領域 実験水生生物分譲担当はその期間内であっても、利用者の過失に対する責任を負わない。
- (11) 利用者が本同意事項に違反したときは、本施設より分譲した実験水生生物等の利用および、以降の取引を停止することができる。